

横須賀市報

号外第 29 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

◇常勤特別職員給与条例中一部改正…………… 1

◇職員給与条例等中一部改正…………… ”

告 示

◇令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第10号)について…………… ”

本号で公布された条例のあらまし

○常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例(条例第62号)

- 1 本市一般職員の給与改定の措置に準じて、常勤特別職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 公布の日(令和3年11月30日)。ただし、一部については、令和4年4月1日

○職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第63号)

- 1 令和3年人事院勧告に準じて、本市一般職員及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 公布の日(令和3年11月30日)。ただし、一部については、令和4年4月1日

条 例

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第62号 (令和3年11月30日 掲 示 済)

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例

常勤特別職員給与条例(昭和39年横須賀市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の160」に改める。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 令和3年12月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の152.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。



職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第63号 (令和3年11月30日 掲 示 済)

職員給与条例等の一部を改正する条例

(職員給与条例の一部改正)

第1条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額」の次に「、6月1日に在職する職員に支給する場合においては」を、「100分の72.5)」の次に「、12月1日に在職する職員に支給する場合においては100分の112.5(再任用職員にあっては100分の62.5)」を加え、「100分の107.5)を「、6月1日に在職する場合においては100分の107.5、12月1日に在職する場合においては100分の92.5」に改める。

第2条 職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「、6月1日に在職する職員に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5)、12月1日に在職する職員に支給する場合においては100分の112.5(再任用職員にあっては100分の62.5)を「100分の67.5)に、「、6月1日に在職する場合においては100分の107.5、12月1日に在職する場合においては100分の92.5)を「100分の100」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「とする)を「と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする)に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の127.5)を「100分の120)に、「100分の167.5)と、「100分の112.5)とあるのは「100分の157.5)を「100分の162.5)に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第220号

令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第10号)は、11月30日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年12月3日

横須賀市長 上地 克明

令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第10号)

令和3年度横須賀市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,001,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,245,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		31,044,055	3,001,829	34,045,884
	2 国庫補助金	11,100,486	3,001,829	14,102,315
歳入	合計	163,243,598	3,001,829	166,245,427

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		64,583,590	3,001,829	67,585,419
	2 児童福祉費	24,439,268	3,001,829	27,441,097
歳出	合計	163,243,598	3,001,829	166,245,427